

事務連絡
令和3年5月7日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課から事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

(都道府県等衛生主管部(局)あて令和3年4月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課事務連絡の概要)

標記Q&Aについては、令和2年12月28日付けで事務連絡しているが、今般、改正したのでお知らせするとともに、厚生労働省ホームページに掲載した。

○厚生労働省ホームページ

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/qa/index.html 4. 営業許可及び営業届出)